

横浜市告示第 97 号

市税に関する申告期限等の延長

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び横浜市市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）、納付又は納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成 23 年 3 月 11 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成 23 年 3 月 25 日

横浜市長 林 文子

指定地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県
